平成26年の1月~12月中に納付した国民健康保険税と後期 高齢者医療保険料は、全額が所得税と市県民税の社会保険料 控除の対象になります。



平成27年1月中旬~下旬に、国民健康保険・後 期高齢者医療保険の納税義務者にハガキで納付済 額通知書を送付します。

※ただし、事前に申請し交付を受けている人と、 年金から天引きされて保険税(料)を納めてい る人には送付されません。年金天引きの人につ いては、日本年金機構より送付されます「公的 年金の源泉徴収票」にすでに記載されています。

2月~3月の確定申告の際に必要になりますので、大切に保管 してください。事前に必要な人は、市役所1階保険年金係の窓口にて直接、交付申 請をすることができます。

納税義務者と世帯が同じでない人が請 求する場合は、委任状が必要です! お忘れなく!!





国保おしらせシリーズ













問い合わせ

市民生活課 保険年金係 **☎**75 − 2 1 5 9

確定申告で使用する平成26年中に納付された国民健康保険税額および後期 納付済額通知書発送のシーズン到来です 健診の受診をきっ

50歳~59歳 40歳~49歳 年齢 男28・2% 男19・1% 特定健診 年代別受診率 (%) 70 ・男女別に受診率をみると、 ▼目標値 60% 60 50 女 39 女 27 40 3 % 8 30 20 10 0

40~

ます)の2日間と病院で受けてい

によるがん検診との同時実施とな

Ŋ

だく個別健診です。

45^

だあります!2月の総合健診

集団

月以降も、

健診受診の機会は

ま

50^

向け、

自分の健康は自分で守りましょ

60~

65~

55~

だと過信せず、

自分の健康にも目を

若いから大丈夫

重症化も防げます。

受けることで早期発見にもつながり、

がないことがほとんどです。

これらの生活習慣病は、

自覚症状

健診を

です。 末現在50・2%で、その目標値は60% 国保の特定健診の受診率は、 目標値に届いていないところ

11 月

高齢者医療保険料額を証明する通知書を発送します

かけに、生活習慣 病を予防し、毎日 の生活を快適に過 ごせることが健診 のねらいです。

健診の結果から 生活を見直し、 健康を守りましょ

どうもないし」、

「忙しいから」の理

率が低く、この世代は「気になるけど、

現在、

40代50代の男性の健診受診

です。しかし、大丈夫だと思って、

由で健診を受診しない人が多いよう

放置していると、将来後悔すること

になるかもしれません。

問い合わせ

覧ください。

詳しくは、

P18健康のすゝめをご

健康増進課

となっています。

75 3355

市内で34人となっています。 病が多くを占めています。 患9人、糖尿病4人などと生活習慣 因疾患は、 介護保険の認定を受けた人は、 働き盛りの40歳~64歳までの 心臓疾患12人、 脳血管疾 この原 人で、 多久

は ::

70~74 (歳)

13